

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の取組の方針

平成 15 年 7 月 1 日
政策評価・独立行政法人評価委員会決定

前文

独立行政法人については、独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 35 条第 1 項により、主務大臣が、各独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずることとされており、このような定期的見直しは、独立行政法人制度の事後チェックシステムの中核をなすものである。

この見直しの仕組みは、社会経済情勢等の変化に対応し、独立行政法人が担う必要性が乏しくなった事務及び事業の廃止、民営化等を的確に行うとともに、時宜に応じた独立行政法人の組織形態や業務の改善を行うこと等により、独立行政法人及びその制度の機動的・弾力的な運営が確保されることを狙いとするものである。さらに、この見直しは、国民のニーズからかけ離れた独立行政法人の組織及び業務の存続や自己増殖を防ぎ、従来、特殊法人等について指摘されてきた、必要性の乏しい業務の拡張、存在意義の低下した法人の存続等の問題点を克服するためにも欠くことのできないものである。

当委員会は、独立行政法人通則法第 35 条第 3 項により、主務大臣が独立行政法人について上記の見直しのための検討を行うに当たって、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、必要な勧告を行うこととなる。当委員会としては、独立行政法人制度に対する国民の信頼を確保するとともに、この主務大臣による検討を意義あるものとし、その実効性を一層高める上で、的確かつ効果的な勧告を適時に行うことが不可欠であると認識している。

本方針は、このような認識に基づき、当委員会が勧告に取り組むに当たっての基本的な考え方を取りまとめたものであり、当委員会としては、各独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、実効性ある勧告を行うことができるよう、本方針に沿って積極的な取組を行ってまいり所存である。また、本方針については、勧告の実効性を一層高めるべく、今後、当委員会の勧告、主務大臣の見直し等の実績を踏まえるとともに、各方面の御意見をも伺いつつ、適時に必要な改善を行ってまいりたい。

なお、現在、政府においては、「内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議」(平成 11 年 6 月 9 日衆議院行政改革に関する特別委員会)及び「内閣法の一部を改正する法律案等中央省庁等改革関連十七法律案に対する附帯決議」(平成 11 年 7 月 8 日参議院行財政改革・税制等に関する特別委員会)に基づき、主務大臣が行う中期目標の期間の終了時における見直しのための客観的な基準を定めるための検討が行われているところであり、その検討に当たって、本方針が適切に活用されることを期待する。また、同基準においては、各独立行政法人の事務及び事業の見直しが、その効果を真に発揮することができるようにするとの観点から、独立行政法人の廃止、民営化を含めた組織の見直しのための基準が盛り込まれることが望まれる。

さらに、各府省の独立行政法人評価委員会が、各事業年度に係る業務の実績に関する評価を行

うに際し、中期目標の期間の終了時における主務大臣による組織及び業務の見直しをも視野に入れつつ、業務の在り方等の方向を明確にするような評価を行う場合にも、本方針が参考となることを期待する。

1 基本的考え方

(1) 勧告の位置付け及び性格

独立行政法人のすべての業務については、各府省の独立行政法人評価委員会が行う各事業年度に係る業務の実績に関する評価(以下「年度評価」という。)及び中期目標に係る業務の実績に関する評価(以下「中期目標期間評価」という。)と、これらの結果に対する当委員会の評価を通じて、逐次改善が図られることとされている。さらに、中期目標の期間の終了時には、これらに加えて、独立行政法人の組織及び業務の全般について、主務大臣による抜本的な検討が行われることとされている。

当委員会は、中期目標の期間の終了時において、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に対し勧告(以下単に「勧告」という。)することができることとされており、この勧告は、主務大臣による抜本的な検討のための重要な要素となるものと位置付けられる。

また、本勧告は、年度評価及び中期目標期間評価に対する当委員会の意見とは異なり、各府省の独立行政法人評価委員会による第1次的な判断を前提に当委員会が第2次的な判断を行うという性格のものではなく、年度評価の結果について評価を行う際に得られた情報、新たに収集した情報等を基に、当委員会が、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、自ら直接判断を行うという性格のものである。

(2) 検討の基本的な考え方

当委員会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し勧告することができることとされているが、当該独立行政法人が担う事務及び事業の全体に着目することなく、その一部の事務及び事業のみを主要な事務及び事業としてあらかじめ取り出し、局所的に改廃措置を検討するという手法では、木を見て森を見ない勧告を行うこととなりかねず、適当ではない。

また、そもそも、独立行政法人によって業種、規模、中期目標・中期計画の規定振り等に相当程度の幅があるため、独立行政法人が行う主要な事務及び事業を一定の基準であらかじめ取り出し、それを勧告のための検討の対象として特定しておくのは、形式的・画一的すぎるものとする。

したがって、当委員会としては、まず、個々の独立行政法人の事務及び事業の全体についてその改善の必要性に関する検討を大づかみに行うこととし、その結果、必要と認められる改善の方向性が見いだされた場合には、当該方向性に応じ、改善の鍵となるべき独立行政法人の主要な事務及び事業を的確に把握して、その具体的改廃措置の検討を集中的・重点的に行い、これを踏まえて、主要な事務及び事業の改廃に関し、必要な勧告を行うという手法を採用することとする。

なお、上記の検討に当たっては、独立行政法人制度の趣旨を踏まえ、独立行政法人の作業負担をできるだけ軽減するものとする。

2 勧告の時期

主務大臣は、中期目標の期間の終了後に、独立行政法人の組織及び業務の全般にわたる定期的な検討を行い、その結果に基づき、関係法令の改廃、新たな中期目標の期間に係る中期目標・中期計画の変更、独立行政法人に対する予算措置の見直し等所要の措置を講ずることとなるが、当該措置を講ずる時点では、各独立行政法人において既に新たな中期目標の達成に向けた業務運営が開始されている状況にある。

このため、主務大臣による見直しを実効性あるものとするためには、見直すべき組織及び業務が、新たな中期目標の下で長期間にわたってそのままの形で存続することとならないよう、主務大臣による所要の措置ができる限り早期に実施される必要がある。

したがって、主務大臣による検討のための重要な要素となる当委員会の勧告についても、これを行う場合には、原則として、遅くとも新たな中期目標の期間の二年度目には、勧告の内容を具体化することが可能となるよう、中期目標の期間の終了後、できるだけ速やかに行うこととすべきである。

3 検討の視点等

当委員会は、以下の共通の視点及び個別の独立行政法人の特性(以下「視点及び特性」という。)を踏まえ、個々の独立行政法人の事務及び事業の全体について改善の必要性に関する検討を大づかみに行うとともに、改善の鍵となる事務及び事業の把握・改廃措置の検討を深めていくものとする。また、このような方針の下に、独立行政法人の個々の事務及び事業に関し、当該独立行政法人、当該独立行政法人を所管する府省及び当該独立行政法人の評価を行う各府省の独立行政法人評価委員会の見解並びに当該見解の具体的根拠(特に、その根拠となる財務データを含む定量的指標やほかの組織における優良事例との比較分析結果)を適時に把握するとともに、可能な限り客観的かつ具体的な資料、データ等を入手し、活用するものとする。

なお、特に、中期目標に基づく「新しい知の創出が期待される」研究開発については、画一的・短期的な観点から性急に成果を期待することとならないようにする等、事務及び事業の目的、内容等に応じた適切な視点からも検討を行うものとする。

<共通の視点>

(1) 事務及び事業の在り方に関する視点

1) 国が関与する事務及び事業としての必要性・有効性等

【政策目的の達成状況】

- ・ 当該事務及び事業を実施することとした政策上のそもそもの目的は何か。当該目的が既に達成されているのではないか。あるいは、当該事務及び事業を継続的に実施しても当該目的の達成が実質的に極めて困難となっている、当該目的を達成する上で、当該事務及び事業の有効性が低下している、ほかに想定される手法の方が有効性が高い等の状況が生じていないか。

【社会経済情勢の変化の状況】

- ・ 当該事務及び事業をめぐる社会経済情勢が、独立行政法人における当該事務及び事業の開始以降及び当該独立行政法人に係る前回の中期目標の期間の終了時以降、どのように変化しているか。

【国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地との関係】

- ・ 当該事務及び事業により、どのような効果があるか。それが確実に実施されない場合に、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から、どのような問題が生じるか。また、当該事務及び事業を、国が関与しない業務とした場合に、どのような問題が生じるか。

【利用者、顧客、受益者等のニーズ、実態上の範囲等の状況】

- ・ 当該事務及び事業の本来の利用者、顧客、受益者等は誰か。当該事務及び事業は、それらの者の具体的なニーズ等に沿ったものとなっているか。また、当該事務及び事業について、実態上、利用者、顧客、受益者等の範囲が極めて狭い範囲のものとなっている、特定の利用者、顧客、受益者等を過度に優遇するものとなっている等の状況が生じていないか。

2) 事務及び事業を制度的独占により行う必要性

【制度的独占の必要性】

- ・ 制度的独占により行われている事務及び事業の場合、当該事務及び事業を制度的な独占により行うことにより、どのような効果があるか。当該事務及び事業への参入を認めただ場合にどのような問題が生じるか。当該独立行政法人が担っていた事務及び事業を、ほかの主体と競争的に行う事務及び事業とする、ほかの主体で行われない場合にのみ行う補完的な事務及び事業とする等制度的な独占を廃した場合に、どのような問題が生じるか。

(2) 事務及び事業を担っている実施主体の適切性に関する視点

【現行の実施主体の設立目的、ほかの事務及び事業との関係】

- ・ 当該独立行政法人の設立目的は何か。当該事務及び事業と設立目的はどのように対応しているか。当該事務及び事業を、当該独立行政法人のほかの事務及び事業と一体的に行うことによりどのような効果があるか。一体的に行わないこととした場合、どのような問題が生じるか。

【現行の実施主体の財務状況】

- ・ 当該事務及び事業を担う独立行政法人の財務状況は、当該独立行政法人の設立時以降及び前回の中期目標の期間の終了時以降、どのように変化しているか。当該事務及び事業は、独立行政法人の財務状況にどのような影響を与えてきているか。当該事務及び